

暴力団等の排除に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）、旭川方面旭川中央警察署（以下「乙」という。）及び旭川方面旭川東警察署（以下「丙」という。）は、旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、甲が発注する建設工事その他の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）及び甲が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）からの暴力団排除措置を実現するため、相互の連絡協議体制を確立し、運用が図られるよう取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が条例第7条及び第8条の規定に基づく暴力団排除措置を講ずるに当たり、甲、乙及び丙が緊密に連携するために必要となる事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては役員並びに支配人及び支店又は営業所を代表する者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同視できる者、個人にあってはその者並びに支配人及び営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団関係事業者 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 役員等が暴力団員である事業者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用する等している事業者
 - ウ 役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者

エ 役員等が，暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

オ 役員等が，暴力団員であることを知りながら，これを不当に利用する等している事業者

(排除対象者)

第3条 暴力団排除措置の対象者（以下「排除対象者」という。）は，暴力団，暴力団員及び暴力団関係事業者とする。

(公共事業等からの排除に係る照会等)

第4条 甲は，公共事業等から排除対象者を排除する措置を講じるために必要があると認めるときは，排除対象者に該当するか否かについて，乙又は丙に対し，様式第1号により照会するものとする。

2 乙又は丙は，前項の規定による照会を受けたときは，甲に対し，速やかに様式第2号により回答するものとする。

3 乙又は丙は，第1項の規定による照会を受けた場合のほか，排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合には，甲に対し，速やかに様式第3号により公共事業等からの排除の要請を行うものとする。

4 甲は，排除対象者を排除する措置を講じたときは，乙又は丙に対し，速やかにその旨を連絡するものとする。

5 乙又は丙は，第2項の規定による回答又は第3項の規定による要請を行った当該排除対象者が，その後の事情の変更により，排除対象者に該当しなくなったと判断したときは，甲に対し，様式第4号により排除の取消しを行うものとする。

(公の施設からの排除に係る照会等)

第5条 甲は，公の施設から排除対象者を排除する措置を講じるために必要があると認めるときは，乙又は丙に対し，次の各号について様式第5号により照会するものとする。

(1) 使用承認の申請者，使用承認を受けた者，使用承認に係る行事等に参加する者等が排除対象者に該当するか否か。

(2) 使用承認に係る行事等の主催者，協賛者等が排除対象者に該当するか否か。

2 前条第2項から第5項までの規定は，公の施設からの排除について準用する。この場合において，同条第2項中「様式第2号」とあるのは「様式第6号」と，同条第3項中「様式第3号」とあるのは「様式第7号」と，同条第5項中「様式第4号」とあるのは「様式第8号」と

と読み替えるものとする。

(個人情報の管理)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、甲の公共事業等及び公の施設から排除対象者を排除する措置を講じる目的以外に使用してはならない。

(相互の連携)

第7条 甲、乙及び丙は、排除対象者の排除の徹底を図るため、相互に情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。

2 甲は、排除対象者を排除する措置を講じるに当たり、排除対象者からの妨害等が予想されるときは、乙又は丙に対し、様式第9号により支援を要請することができる。

3 乙又は丙は、前項の規定による支援の要請その他必要があると認めるときは、甲に対し、必要な支援を行うものとする。

4 乙又は丙は、当該排除対象者から甲に対し、不服申立て、訴訟の提起等の紛議が生じたときは、第4条第2項又は第3項(第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定により甲に回答した内容又は通知した情報その他の乙又は丙が甲に提供した情報に関する正当性の立証等への協力等、紛議の解決に必要な協力を行うものとする。

(急を要する場合の措置)

第8条 甲、乙及び丙は、照会若しくは回答又は排除若しくは支援の要請を文書により行ういとまがないときは、口頭によりこれを行うことができるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定による口頭の照会等が行われたときは、事後に関係する文書(各様式)を作成及び送付するものとする。

(効力発生日)

第9条 この協定書は、平成26年4月1日からその効力を生ずる。

(現に効力を有する暴力団等の排除に係る照会等の取決めにに関する取扱い)

第10条 平成26年3月31日時点において、現に効力を有する甲、乙及び丙との間における公共事業等及び公の施設からの暴力団等の排除に係る照会、支援その他の行為の取決め(平成20年3月26日締結済みの暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定を除く。)は、この協定書の効力発生により、その効力を失うものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、当事者は署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 旭川市
旭川市長

乙 旭川方面旭川中央警察署
旭川方面旭川中央警察署長

丙 旭川方面旭川東警察署
旭川方面旭川東警察署長